

# 平成30年度第1回埼玉県自立支援協議会議事録

## 1 会議の日時及び場所

- (1) 日 時 平成30年9月6日(木) 13時15分開会、15時閉会
- (2) 場 所 知事公館中会議室

## 2 出席者

### (1) 委 員

朝日 雅也、丸木 雄一、小野 雄大、若山 孝之、高野 淑恵、岡田 久実子  
柏木 綾子、福應 渉、長岡 洋行、関口 暁雄、木全 美幸、日野原 雄二、角田 範夫  
(欠席委員：小材 由美子)

### (2) 事務局

障害者支援課

和泉 芳広、飯田 朋宏、柿沼 和幸、岩下 優、佐藤 雄一、鈴木 裕美

障害者福祉推進課

江森 正幸、(欠席：吉田 太郎)

## 3 議事

事務局から概要を説明し、各委員から意見等が出された。

- (1) 市町村自立支援協議会の活性化について
- (2) 第1回人材育成部会について
- (3) 第1回精神障害者地域支援体制整備部会について
- (4) 平成30年度医療的ケア児への支援策について

### 【事務局】

議事(1)について事務局より説明

### 【議長】

ただいまの事務局からの説明について委員の皆様方からご質問等はございますか。

### 【角田委員】

意見ですが、1ページ目の「好事例の報告」というのは、先進的なところや模範的なところから学ぶというのは期待します。

2ページ目の「市町村自立支援協議会の活性化の困難な理由」が書いてあるが、団体推薦の委員の選考を厳しくするとか、団体推薦でも公募でも問題意識を持った方など広く意見を持つ方を集めることがよい。

最後に、「障害者相談員」とは何をするのかお聞きしたい。

**【議長】**

まず関連する御意見、質問等がありますか。

1番目は期待されるということでございますので御意見として受け止めさせていただきます。

2番目は、今後調査結果が羅列してありますのでまさにこう言ったものに基づいて、具体的な市町村自立支援協議会の支援を検討していくときの一つアイデアとして受け止めさせていただきます。

3番目のところは事務局どうでしょうか。

**【事務局】**

障害者相談員ですが、各市町村が委託している障害に関する相談を受ける役割の方々です。県でなく市町村の相談員となります。

4枚目の資料ですが、県の自立支援協議会ではなく、市町村自立支援協議会の役割を表したものになります。

**【角田委員】**

わかりました。

**【議長】**

圏域自立支援協議会を設定することによって、特に長野県のような地理的にも幅広いところでは効果をあげているということですが、市町村自立支援協議会との連携について、具体的にはどうでしょうか。

**【事務局】**

長野県の事例では、各市町村自立支援協議会から課題とか提言とかを吸い上げる圏域自立支援協議会があり、これらをさらに集約して県自立支援協議会に吸い上げるということになっています。

そして、県自立支援協議会が協議検討した結果を圏域自立支援協議会、市町村自立支援協議会にフィードバックすると聞いています。

**【議長】**

フィードバックの中に例えばアドバイスも入るでしょうし、具体的な新たな施策はちょっとわかりませんが、そういう双方向性があるという理解でよろしいでしょうか。

**【長岡委員】**

圏域で自立支援協議会ができるのか、圏域で連絡会議ができるのはとても良いと思うが、例えば圏域でやる場合に、主催者は誰になるのか、予算はどこが負担するのか。

【事務局】

長野県は官民共同でやっています。長野県の相談支援専門員協会と行政でやっています。県ではなくて、その地区ごとの自立支援協議会が、共同で圏域の自立支援協議会を立ち上げると聞いています。

長野県はこういった方法ですが、埼玉県には埼玉県の自治体の実情があるので、どうやっていかは、各市町村自立支援協議会の意見を聞きながらやっていく必要があると思っています。

【小野委員】

官民共同でやるということで長野県の場合は成功している。長野県はどううまくって、どう埼玉に取り入れられるかが気になった。

【事務局】

これから研究をしていきたいと考えています。いい点もあるが、委員がより多忙になると思います。圏域などが間に入ってしまって上に上を重ねるという意見もある。今後研究していきたいと思っています。

【議長】

他はいかがでしょうか。

【日野原委員】

もともと長野県では圏域自立支援協議会を中心に体制を作ってきている部分があるようです。その中心メンバーだった方が、この圏域自立支援協議会を取りまとめている。その方が、各市町村の協議会に出席して全部回っているようなんです。

そういった方がちゃんと確保できるかどうかとか、あとは予算的な課題がクリアできれば、そういった部分については協議をしながら考えていくようなと思います。

【議長】

具体的なお提案ありがとうございました。更にいかがでしょうか。

【若山委員】

埼玉県内ですといろんなやり方をしているような気がする。鶴ヶ島市の自立支援協議会に関わっておりますが、地域生活支援拠点を議論するというので今やっている。他の自立支援協議会では、個別支援を中心に議論しているところもあったりして、また構成委員の選出方法も違っている。そういう意味では、圏域というブロックで考えるなら、ゆるやかな感じでやっていくっていう風なことがある感じがします。

また、障害者支援計画や障害者福祉計画などを審議する審議会と自立支援協議会とはある意味、車の両輪という感じがする。その位置付けも、それぞれ市町村で違っていたりもするんです。

だからもし、調べる機会があれば、それぞれの市町村の自立支援協議会の成り立ちも含めながら調べていくことが、必要となる気がします。

**【議長】**

ありがとうございます。そうしましたら、市町村自立支援協議会の活性化について、本協議会としてもそこは重要性をもちろん否定するものではないですが、圏域ごとの自立支援協議会などの設置にあたっては、県や市町村の自立支援協議会の活性化に繋がるっていう視点で、是非研究をお進めいただいて、実際には連絡会議なども、ご予定されているでしょうから、いま委員の皆さんからご提案頂いたような事柄や課題も十分に踏まえて検討をしていただきたいと思います。

それでは、2番目の第1回人材育成部会について、部会長であります長岡委員からご報告をおねがいします。

**【長岡委員】**

議事(2)について説明

**【議長】**

どうもありがとうございました。事務局からの方から補足がありましたらよろしくお願いします。

**【事務局】**

本日の資料の中で受講者数一覧がありますが、これが本年度の研修の申込者数と受講者数で、かなり多くの人数が研修を受講していることがわかると思います。

また、全国の調査結果ですが、埼玉県を受講生を見ていただきますと他の県に比べて多くなっています。埼玉県では、相談支援専門員がまだまだ少ないという認識がありますので、必要とする方には受けていただく方針です。

人材育成ガイドブック簡易版ですが、第1回自立支援協議会で、ガイドブックとしては重過ぎるのではないかとの意見があったので、今回は必要な部分を抜き出して書いたものとなっております。来年研修体系が大きく変わるといことで、来年はまた直そうかと思っています。事業所、ハローワーク、いろんな施設にお配りをしたいと考えているところです。

**【議長】**

ありがとうございました。日野原委員さん、何かコメントがありましたらお願いします。

**【日野原委員】**

相談支援専門員の研修ですと各都道府県でベースとなっているシラバスがありますが、そのシラバスによるやり方が都道府県によって少し違いがあって、研修自体はかなりでこぼこがある。

その研修を何処の都道府県でもしっかりとした同様の研修ができるように統一させていくということで、そのテキストを作ったりとか、研修の具体的な中身を組み立てるような研究事業を国から県相談支援専門員協会を受けているところです。

ですので、協会でテキストを作り、それを各都道府県にわたるような形にして、研修が実施されていくといった形です。幸い埼玉県は相談支援専門員研修につきましては、これまで先輩方がしっかりしたものをつくって来ていただいているということもあって、今回のカリキュラムのある意味ベースとなっているような形です。

ですので、実施してきた研修がもう少し日本全国でしっかりできるよう、研究事業をお受けしているというところではあります。

新カリキュラムに関しては、日数が増えるということで、当然予算も増えていかないといけない。そういったところの課題を人材育成部会でも共有をしたい。

あと先ほど、事務局から埼玉県は定員を設けないとの話もあったが、サビ管の方もそうですし相談支援専門員もそうですが、資格を更新しなければいけない。

更新するにあたっては、かなりの人数を養成したものですから、更新させるのにかなりの労力がかかってしまう。サビ管になると何千人を更新させていくので、考えていかなくてはならない。そうなるとその研修の仕方も少し今後課題にはなってくるだろうということを意見交換している。

埼玉県の中で相談支援専門員とサビ管は何人必要なのかということなのか、それを養成する講師が何人必要なのかということも、しっかり考えて行かないといけない。そういった意味で定員をどう考えて行くのかということが、これからいろいろ意見を出し合いながら考えて行く必要があるのではないかと考えています。

#### 【議長】

それでは人材育成部会につきまして、いろんな観点からご報告いただきましたが、委員の皆様方から、この件につきまして、ご質問やご意見等があればお寄せいただきたいと思います。

#### 【角田委員】

一つ目が、人材育成部会の議事録の中に、今年度の研修で会場等の関係で受講をお断りしたとの話ですが、今後改善するのか。会場が狭くてお断りしたように取れる。

二つ目が、研修講師について特定の人に負担が重くなっていると書いてあるが、優秀な講師に依頼が行くのは当然のことです。あとは県等で講師を承認するとか。そのように思います。

三つ目が、受講者一覧表がありますけど、サビ管で50名、共通講義で52名の欠席者がおりますが、改善策が今後あるのか。

最後に厚労省が作っている8ページ(相談支援専門員研修制度の見直し)のところに、地域づくり、人材育成等への対応などのため、また、相談専門員のやりがいのため主任相談支援専門員研修を創設することは分かりました。働く人が意欲をもってやるために、環境を整えるイメージにも、もっと触れたほうがいいと思う。

#### 【議長】

関連する御発言等がございますでしょうか。

#### 【木全委員】

人材育成部会での議事録の3ページで、日野原委員さんが委託でなくて指定でのとの質問がありました。委託と指定はどちらがうのか、その意味の違いを知りたい。

**【議長】**

ありがとうございました。一応、議事録なのでその発言者がどのような意図で発言したかまでは、ここで確認すること難しいと思うのですが、人材育成部会のここでの報告のベースとして、そのあたりのご発言や考え方をどうとらえたかと言うところで、もし可能な範囲でお答えご説明いただければと思います。

角田委員さん、国の研修制度についてどのような意味を持つのかっていうのは回答は難しいと思います。主に前段のところでご回答をお願いします。

**【事務局】**

一つ目の、会場等の関係で受講者をお断りしたことですが、基本的には資格のある人は、全員受けていただいております。ただ、資格が足りない人、例えば経験年数が足りない人などには遠慮いただいております。

二つ目の、講師の負担が重くなっているということですが、講師はプロじゃなくて、もともと相談支援専門員として一般の事業所で働いている方が講師をやっております。新たに講師になるべき方を今後養成していくことは検討してまいります。

三つ目の、欠席者についてですが、もともと参加者の枠が大きいので欠席者も多くなってしまう。基本的には受講する資格のある方が受けているということではありますが、確かに意欲がなく欠席してもいいと思っている方がいらっやっしてこのような数字になっているかもしれない。

木全委員の、委託と指定のことですけど、委託というのは県の方が予算を取って、ある業者に費用を支払って、やっていただくことが委託であります。指定は県の予算ではなく、事業の実施が可能であるところに手を挙げていただいて、県が指定する。費用は指定事業者が、受講者から直接費用をいただくということになります。現在まで県では委託でやっております。

**【議長】**

それぞれ議事録に基づいた質疑という点では、ご発言いただいた方はよろしいでしょうか。そのほか人材育成部会のところでありませうでしょうか。

**【関口委員】**

今、日野原さんからもご説明ありましたが、サビ管研修受けた方が何人位、相談支援研修を受けた方が何人位、それから更新研修を受けなくてはいけない方がどのくらいいるのか把握していかなければいけない。

それに伴い予算は計上しているのか。規模が増えて予算がなかなかつかず、委託では賄えきれないという事態も今後生じるのではないかという心配もある。予算については来年度どういうふうに考えていますか。

【議長】

事務局からお願いします。

【事務局】

予算については、今後財政当局とやり取りすることになりますので、まだ来年度予算の確保はこれからとなります。

【関口委員】

それは更新研修も含めたもので、だいたい人数はこのくらい受けるであろうと概算は出しているのか。

【事務局】

そういうものは、出していないといけないとは考えている。

【議長】

その他いかがでしょうか。

【若山委員】

ちょっと外れるかもしれないが、人材育成はすごく大きなテーマだと思う。本来は大学とかそういうところで、資格などを取って職に就くということになれば違うんでしょうけど、後追いみたいな形で、制度ができてその人を作らなくてはいけないという大変苦労されているなどと思っています。

もう一つ、そういう意味でいろんな立場の違う人が研修を受講している。私自身も教員をしていて、サービス管理責任者を取ったものと、まったく経験のない人、あるいは保育園の人とか、まったく別な会社で勤めてからなど、さまざまな体験をして受講している。またそれを一つのカリキュラムの中で作らなくてはならないなど、更に難しい視点がその中にあると思います。

私自身は就労継続B型で施設長兼サービス管理責任者ですが、今の施設の職員でそういう経験の無い者が、十年位勤めている者がサービス管理責任者になって、これは背に腹を代えられない。私が常勤じゃなくてパート職員となったほうが、運営費が安くなったりする。背に腹は代えられない立場でやっている。

それからもう一つ、そういう意味で言うと現場の研修力、教育力が問われている。そういう現場の中で入って、何年間の中で、資質を高められるような形でサービス管理責任者なり相談支援専門員として受講できれば一番いいかなと思って、僕らのところでは、記録を書いたりするときに職員で机を囲んで、今日一日なにやったかという記録を書くときに、ちょっと会話をしながら、職員同士が研修という名前じゃないが、力量を高められればということやっていくのが、すごく大切と思っています。

最後に痰の吸引とかは受講費が最高20万円くらいかかるんですね。不特定多数の人を事業所が持つかっていったら持たない。社会福祉士なんかの資格を取るには通信教育で百万円かか

るとも言われていて、個人の資格だから個人が取るべきだって考えもあるでしょうけど、もっと県として育成と受講費の補填ということもしないと育成も難しいのではないかと。

#### 【議長】

丁度、冒頭にご紹介がありました新藤委員さんに代わられて今年度から本協議会の委員にご就任いただきました丸木委員さんにご到着されましたので一言だけご挨拶をお願いします。

#### 【丸木委員】

すいません。会議が重なってしましまして。新藤先生が行ってまいりました自立支援協議会ですけれども、私が代替りの常任理事になりましたのでこれからよろしく願いいたします。

神経内科医ですので、自立支援のケースもたくさん持っておりますので、何かあれば口を挟ませていただきたいと思います。

#### 【議長】

到着早々ありがとうございました。それでは若山委員さんからはご意見ということで承りまして、人材育成部会の報告に関連して、もう一つ最後にございました人材育成ガイドブックの簡易版について、ご意見等がございましたらお願いします。

いわゆるキャリアパスというか、どういう研修をすればどういう時期にどういう対応をしていくと、人材育成に資するかということを目でわかるようにしていただいたということでございます。

当然、本編は本編、簡易版は簡易版で平行して走る、何か変更点があれば両方とも時点修正などを加えていくという考え方でよろしいですか。いかがでしょうか。

#### 【高野委員】

こちらのガイドブックの27ページに区分認定調査員の研修というのがあります。総合支援法の改正以来、かなり知的障害者などの区分認定もよくなっているんですが、やはり、市町村によって格差がありまして、例えば町村の役場などの委員さんなどは、自分が長く勤めていらっしゃるからということで、なかなか本人に寄り添った区分認定ができていくかという、自分の考えにどうしても固執している委員さんが中にいらっしゃるのですね。

それで出た判定に対して、親御さんが異議の申し立てをしたいと言うと、私が今までやってきた中で、申し立てした人は一人もいませんというような非常に圧力をかけるような言い方をされるので、やはり自分の住んでいる町村にそういう風に言われてしまうと、たじろいでしまっていていいですということにならざるを得なくなってしまう。

その辺のところをこの研修で、よく知ってもらいたいと思いますので宜しくお願いします。

#### 【議長】

障害支援区分認定に係る研修への期待ということで、受け止めさせていただきます。

他はよろしいでしょうか。

### 【関口委員】

この研修は、委員を育てるだけの研修ですので、これからなる方に対してはよろしいでしょうが、現状そのような方が不利益を生じているということに関しては、問題かと感じます。それを救うのは何もないのですよね。

区分を不服として、それを上級の自治体にあげ制度がないということが、そもそもこの仕組みの欠陥とも言えるかなど。この区分について異議があるのだけでも市町村が止めちゃうと、この人泣き寝入りするしかないということになりますので、そこをどうするかということを考えなくてはいけないと思います。

### 【議長】

研修の中身の充実だけではなくて、実態として自立に必要な支援区分の部分をどう改善していくか。

### 【若山委員】

変更申請はできると思う。区分の異議申し立てはできるはずだが、市町村がそれを受けないと言ったら、その次の上級のどこにあげればいいのか。それをきちんとご案内していかないといけない。

### 【事務局】

区分を決めたり、サービス量を決めたときに、ご本人に書類をお渡ししますが、その欄外に書いてあります。

県としてはこのような区分認定調査研修を毎年やっており、各市町村の新任者とかに、国のマニュアルを使ってちゃんと区分認定ができるようにしておりますけれども、委員のおっしゃったように、もともと長くやっている方っていうのは、自分の感覚に捕られるということが、もしかしたらあるかもしれない。そういう場合は市町村や県へ苦情として来ております。

また、冒頭でも言いましたが、市町村への助言ということで、毎年全部の市町村を県ではまわっています。そこで書類も全部チェックして、区分をどういうふうに決めたかというものも見させていただいております。委員のおっしゃったことが事実であれば、県が見過ごしてしまっていることもあるかもしれない。今後はそのようなことのないようにしたい。

### 【関口委員】

県に直接上がってくる苦情とかの件数は多いですか。今の話は人権侵害の話ですから、県から市町村に対して配慮して対応するように文書を出してもよいというレベルだと思う。

### 【高野委員】

県には上がっていないと思う。そういうふうに窓口で圧力がかかると言われていましたので、そこで諦めざるを得ない状況になっているから。

## 【議長】

人材育成のテーマから障害支援区分の不服申立ての仕組の話まで、また、支援区分認定の重要性の観点から、ここで当然協議してしかるべきことと思います。まずは、その実態について、高野委員さんからは、そういう実態を聞いているところでのご発言がありましたので、少なくとも議事録の中で、そういう事実が起きてたまたま人材育成に絡めてそういう実情も紹介されたということは、きちっと議事録に残していただいて、必要な対応を事務局として県として考えていただくということではいかがでしょうか。

人材育成については、新体系の従事者研修の実施前に、埼玉県ではある意味前倒しというかベースを提示するような形で取り組んできた結果があります。しかしながら、今後急増する研修対象者の把握と、それを支える実施体制とりわけ講師やあるいは会場等の環境も含めた対応について、是非本協議会でもきちっと推移を留意して見守っていくということで、さらに人材育成部会の検討に期待させていただくということではいかがでしょうか。

続きまして、第1回精神障害者地域支援体制整備部会について関口委員からご報告をお願いします。

## 【関口委員】

議事(3)について説明

## 【事務局】

精神障害者を地域で支えるシステムですが、県の事業といたしましては(1)のA「精神障害者地域支援体制構築会議」で、今年度から保健所ごとに保健、医療の関係者の協議の場を設けることにしまして、保健所単位における支援の構築、それから(1)のイのところでは書かれていますが、それにかかる人材育成等の研修を実施していただくこととしています。

また、(2)のところでございますが、新規事業といたしまして、鴻巣保健所管内の4市1町を対象に精神障害者福祉型訪問支援強化モデル事業を開始しております。いわゆるアウトリーチと言われる多職種による訪問支援を実施いたしまして、精神障害者の方が入院に拠らず地域で暮らし続けられるよう支援をするものでございます。

その他(3)、(4)でございますが、こちらにつきましては既存事業を活用し、支援体制の構築に向けて取り組んで行く予定でございます。県の事業説明につきましては簡単ですが以上です。

続いて、埼玉県における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた個別支援ニーズの考え方についてですが、こちらは市町村や保健所などが地域ごとの支援体制の構築を考えていく上で、個別支援ニーズの考え方を整理することで地域ごとの課題を共有するために県で作成した図となっています。

毎年入院する精神障害者の内、1割程度は長期入院に移行する所謂ニューロングステイと言われる方々ですけれども、そういった状況にありまして、それをできるだけ防止すること、また措置入院者も含めて入院者の早期退院支援など、比較的可見やすいニーズに対応すること、在宅で暮らす精神障害者のうち、入退院を繰り返す者や医療中断者など、見逃されやすいニーズに対応すること、精神医療福祉に繋がっていない、あるいは繋がりがづらいニーズに対応すること、そし

て長期入院者の地域移行など地域から見えないニーズがあるということ。各地域におきまして個別支援ニーズについて、現状や課題を共有し、支援体制を検討していくきっかけとして、活用していただきたいと存じます。

#### 【関口委員】

保健所で協議することは各保健所で年度内にやっていこうということで話をしております。ほかの事業につきましては、継続する事業と今年度始まった事業の4つです。

部会の議論としましては、精神病院で退院しにくいという患者につきまして話が出ました。知的障害で強度行動障害の方、発達障害で社会適応しにくい方、薬でも病状がなかなか良くならない方が退院しにくいという話がありました。入院されている方の背景の問題も大きいのだろうと。家族問題、そもそも親が精神障害であるため、なかなか退院されられないということがあるのではないかとの話もありました。ついては、多くの福祉機関とともに連携していかなければならないという話もあり閉会となりました。

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて保健医療福祉の協議の場を設けるとの話もありましたが、平成32年度末までに基本圏域であるいは市町村で設置することになっており、県保健所では今年度整備することになっています。

そもそも協議会ですが、どこが中心となっていくのか、地域包括ケアシステムの構築をどこがやっていくのか、福祉計画については市町村がやっていく、協議会は保健所でやっていくということになりますと、保健所が保健行政、市町村は福祉行政というところが主なところになりますので、それをどこがまとめていくのが議論になりましたが、それぞれが高い意識を持って保健所、病院も含めてやっていかなければならないだろう、その場として協議会を運営していくことが望ましいだろうということになりました。それがシステム構築になっていくのがいいだろうということになりました。

#### 【議長】

部会長を務められています関口委員さんから、ご報告、事務局から説明をいただきました。この件につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見をいただきます。

#### 【角田委員】

事業の説明で、主語が何処なのか、何処がやるのか。もう一つ要するに、地域で日常生活できるように企業などの就労先での理解、雇用率がある。その辺の問題点をどう見るのか。親の会、精神障害、地域でフォローできるシステム構築が大切だ。

#### 【議長】

4点ですかね。4点目は理解の促進に関わる延長線上のご定義だったと思います。一つは関連する事業が展開するけれど事業名の統一感がされていない感じがする。

二つ目は保健所が実施するという部分と、例えば急にアウトリーチと言ったときに誰がやるのかというような主語、主体の関連のお話。

それから企業の理解という点では多分地域で支えるということと、就労場面というところも出てくるでしょうけども、この段階では多分入院、精神科の病院から地域へといったところで、当然その先の就労ということも大事だと思うのですが、そのあたりが角田委員さんのご指摘だと、企業みたいなどころの展開が薄いのではないかと。

#### 【関口委員】

用語については、事務局からご説明しますが、先ほど角田委員からお話のあった、精神の家族会のお話がありました。家族会から岡田委員さんも参加されていらっしゃるから、どういう風に地域の方々が、受け入れをされていくのかと、ご尽力されていると思いますのでご意見いただければと、個人的には思います。

#### 【議長】

そうですね。実際の取組で家族会がございますので、そこは実際にはこのテーマに向き合っているのかと思います。ちょっとお考えいただいている間に事業名のところを事務局から、何かございますでしょうか。

#### 【事務局】

個別の資料は付けていないので、口頭での御説明になりますが、先ほどの資料2枚目の左上の資料の中で(3)地域移行ピアサポート委託事業、(4)早期退院推進事業が記載されておりますけれども、まず地域移行ピアサポート委託事業につきましては、こちらについては精神科病院に入院された後に治療を受け、改善されればすぐに退院されていくわけですが、なかなか病状によっては出られないといった場合に1年を超えて、更には長い方では何十年という方も出てしまうわけですが、そういった場合に地域での受入れ態勢等、そういったものを整えることによって、退院をしていただくことが可能となる場合には、こういったピアサポートやお仲間と言うんでしょうか地域で活躍、生活をされている精神障害を持った方々の力や病院の協力を得ながらこちら方からお声をかけていくと。病院の外でこんないいことがあるとか、あるいはこんな生き方もあるのではないかとといったことを仲間の方から訴えかけて、そういった機運を醸成するといった形の事業をやっております。

次に、早期退院支援推進事業の方でございますけど、こちらは先ほどの説明の中で一年を超える入院患者がどうしても一割くらいは残ってしまうということを申し上げたんですけども、できるだけ早期のうちに地域にお戻りいただければ、そういったニューロングステイというか長期にわたって入院される方々も減っていくだろうということで、入院後早期に急性期の治療が終わった後に条件を整えば3ヶ月以内の段階で相談支援事業所の方々に病院を訪問していただく等で、退院に向けての働きかけをしていくというのが早期退院支援推進事業になります。

#### 【議長】

今ご説明していただいた部分は、基本的には県が実施するということで主語はいいわけですね。圏域で具体的なアウトリーチを進めるなら、そこで保健所さんとか関わるところが実施すると

いう整理になるということですね。

岡田委員さん、家族会の立場から何か。今部会の方でご報告いただいたことについての感想でも結構でございますので。

#### 【岡田委員】

私ども家族会では、やはり引きこもっている当事者の方が多く、医療に繋げることが大変という課題がある。繋がって、入院であったり通院であったりしてそこそこ症状が落ち着いていて、じゃあこれからどういう人生を歩んでいこうかというところからの道のりが大変険しくて長いという課題を抱えていて、そのまま家で引き籠ってしまうという方が特に家族会では多い状況になります。

先ほどの地域包括ケアシステム構築に向けた取組を見させていただいて、いいなと思うのは見えないニーズ、見逃しているニーズを考える必要がある。この視点が今まで本当に欠けていたと思っていたので、そこに着目していただいたのは大変いいことっております。

そういう状況にある人たちに支援が届くように、アウトリーチという新しい支援の形をモデル事業として実施していただいているというところですが、見えにくいニーズの方たちは、アウトリーチの仕組みなど、そういう情報が届かなかったり、あるいは知っていたとしてもそこに繋がる声を上げにくかったり、そこをまた繋ぐところがとても難しいなというのは実感として、課題としてあるなと思っています。そのあたりをどんなふうに進めていくのかというのがこれからより具体的に何か考えて行く必要があるのかと思っています。

私たち家族会では、県から委託されている電話相談というのをやっております、そこに見えにくいニーズの方が相談に来るとというのが大変多いです。今までは、相談されても、病院になんとか連れて行けないですかねという対応しかできなかったのですが、アウトリーチ事業によって動き出しています。今は一部の地域でしかないのですが、所沢市やさいたま市内にあります、その限定されたところだけですので、ただ埼玉県でこういうことが始まっていることによって、ここに繋げられる範囲の所にお住いの方であれば、私たち家族会が受けた相談を直接ここに繋げるような手立てを取れるとより有効な動きが出てくるのかなと思います。そういう繋ぐというところの、溝を埋めるっていうことをこれから一生懸命、協力しあって考えて行かなくてはいけないなと強く思いました。

先ほどの家族会は何をしているのかというところですが、いま言ったようになかなかその内部のことでの大変さ、医療につなげるとか引き籠っている人をどうしようとか、課題が大変多いのでなかなか地域の方々にそういう状況を伝えるところが難しいかなと思っています。ですけれども私たちは知ってもらいたいというのがあります。当事者はいろんなところに出向いていくのが難しいんですけど、どちらかというとならなれないと思ってしまう人の方が多いので。

お祭りごととか、何かあったときにはさりげなくそういう方も参加していらっしゃると思うんですけども、いちいち公表はしていない。私は精神障害者ですっていう人はまずいないと思いますので、まあそういう人らしき人に出会った時に何かちゃんと声をかけて「ここはあなたの居場所にしてもいい場所だよ」というようなことを働きかけたりするのは、大変ありがたいかなと思っています。あとは家族会の組織として、県とか各市町村にもありますので、そういうところが、こういう活動の方向で動いてくれるともっと連携しやすいという、逆にヒントをいただくと私たちも大変うれしいか

なと思います。

【議長】

よろしいでしょうか。

【角田委員】

不勉強なんですけど、最近、わが子が刑務所に行っている雨上がりの会で直接お話を聞いて思ったのですが、今のと関連するんですけど、この精神的に参っている家族がいる場合、そういう人と一緒に手をつないでくるのは分かるんだけど、まず家族同士で3か月に1回でも集まって、言葉は悪いですけど刑務所の話の人たちは、町内会で気楽に話ができないですから、その人たち5人ばかり集まったときに参加して、すごく世の中って広いんだなって思ったんです。

それで春日部にも夢色とか精神障害の人の喫茶店とかね、そういうところを少しでも大きく広がっていくように、できることをやれればいいなと思いました。

【議長】

ご意見の中にあつた企業のこととか、就労のことですけども、たまたま就業生活支援センターの木全委員さんがいらっしゃるので、地域で支えるというところで働くことであるとか、企業側の理解といったところで何かお考えがあれば、コメントを頂戴できればと思います。

【木全委員】

雇用率の中に精神障害者の人も、この4月から義務化になったので、その分雇用率もアップしたんですけど、企業の方では、身体の方は大方働かれていたり、知的障害の方も働ける方はだいぶ働いているといったところで、これから精神の方、発達の方を雇っていかなくてはいけない。

現場の方は大分意識も変わってきている。あとは仕事の切り出しとか、精神障害は見えにくい障害なので、一見仕事できそうというか、働く場でどんな配慮が必要なのか、まだまだ実際の部分では難しい。

そのあたりを企業も支援機関も、一般企業での就労以外でも福祉的就労、就労継続支援とか、事業所もたくさんあるので、障害者就労支援センターとしては、できれば企業就労を応援していますが、福祉的就労を目指す方がいらっしゃるので、その方に応じたい働き方ってなんだろうと考えるようなことをやっていきたい。

【議長】

この精神障害者地域支援体制整備部会については、関口委員さん、日野原委員さんにもこちらからご参加いただいている、かつ病院や診療所の先生方もピアサポーターの方も加わって部会をされているということでございますので、今日ご報告いただき、またみなさま方からご提案いただいたことをなども含めて、さらに整備部会でご検討いただくことを期待させていただきたいということでまとめさせていただきます。

それでは最後になりますが、平成30年度医療的ケア児への支援策についてでございます。

【事務局】

議事(4)について説明

【議長】

ただいまの事務局からの説明について委員の皆様方からご質問等がございますか。

【福應委員】

医療的ケアが必要な重症心身障害児(者)ということで、重度知的、あるいは重度の肢体不自由を併せ持つ、そして児であれば小児ということで、かなり特殊性の高い方を対象とした支援策について、述べられているのですけれど、コーディネーターの配置ということで、県の取組、市町村の取組とありますが、私がここで言いたいのは、実際にケアに入る方々の教育の強化をしていかないと、この事業所を増やしていくことがあまりできないのではないのかなと思います。

先ほど、若山委員の方から痰の吸引に関わる研修のことで、料金とかのお話が出てきました。

まず、高額な研修費用、あるいは少ない機会ということ、そして私がわざわざ分けて、医療的ケアとの話をしたのは、痰の吸引に関する研修だけだと、いわゆる医療的ケアの部分でしかない。

あとは重度の知的障害ですとか、肢体不自由のケア、小児であれば小児の専門性も必要で、私は医療的ケアの必要な重症心身障害児者の支援をしているのですが、なかなか児の方に行けないのは、この専門性がちょっと自ら足りないのかと感じているところであって、まずは、そうした人材の育成できるような仕組みというのをしっかりと押さえておくことが非常に重要じゃないかと思っておりますので、コーディネーターにプラスして何か考えていただければなと思っております。

【議長】

他にいかがでしょうか。

【角田委員】

今の発言は大変勉強になりました。事務局に質問ですが、主な課題として三つ書いてありますが、医療的ケアについては、新聞にも取り上げられている、テレビでも特集されていたり、医療介護、福祉、みんな私たちの生活で取り上げられていますね。これを読むとそういうことができる有資格者を育成するというのは、なんかわかりにくい。今のご発言のように、ただそのことだけができる人を育てるだけではだめだから、そういう意味を含めても有資格者というニュアンスを今後は是非、県民に伝わるように。

二つめは、この福祉サービス事業所以下調整するコーディネーターを養成するって、第一線でやる人が職務で、できる技量ってというかそういうのが身に付かなくては、相撲の行事みたいな人がたくさん増えてもしょうがないわけで、是非ニュアンスとして、職務でそれを頑張ってもらえる方が増えるようお願いしたいと思います。

【若山委員】

県の取組(3)「レスパイトケア事業」の実績を教えてください。鶴ヶ島でもこういう取組は始めているがなかなか受ける場所が無かったという話を聞いているので、ちょっと教えてください。

もう一つは岩槻にある小児医療センターの跡地の利用の関係で、あそこに医療的ケアを必要とする入所施設ということで、なかなか情報が掴めていないので、なんかもう始まっているのか、それともそれを利用するためにどういうところで情報を取れるのかという2点をお伺いしたい。

【事務局】

レスパイトケア事業の実績ですが、直近で29年度の実績ということで申し上げます。ショートステイにつきましては、延べ利用日数ですが1682人日。デイサービスで143人日です。合計ですと1825人日ということでございます。

それからカリヨンの杜のことだと思いますが、あそこが医療型の障害児入所施設で、こういった医療的ケアに必要なお子さんの受け入れ先になっております。この利用につきましては、基本的には障害児の場合は施設入所等を利用する場合は児童相談所が利用決定を行うこととなっております。ここが障害者と違うところでございます。ですので障害児の方であれば児童相談所での判定が必要ということになります。

【議長】

さらにその後の利用状況とかは詳らかにしてこの医療ケア児の支援策を考える上での参考にされたいということですね。そういう情報がないと。

【若山委員】

1825日ですか。

【事務局】

これは延べで、年間で1825人日という言い方をしますが、延べでそれだけ利用した実績だったところでございます。

【関口委員】

これは対象者が約500人で、12ヶ所、9ヶ所って実績ですか。

【事務局】

12ヶ所と9ヶ所の利用実績が1682人日とデイサービスが143人日ということでございます。

【議長】

希望した人が使えているのか、希望しても使えなかったのか、そういうような状況が分かりやすく示されると、検討の際の材料になってくると。こちらについては、部会が協議会であるわけでは

ありませんが、しかし今お話しいただいた意見も踏まえて、支援策のさらなる充実を、多分、先ほどの角田委員さんのご指摘も主な課題というのはある意味課題として当然認識されているので、具体的はそれをどう解決するのかというところが注意を払っていかなくてはいけないのかなと思います。

それでは用意させていただいた議題は以上でございますが、ほかにご発言等ございますか。

#### 【木全委員】

公的機関での障害者雇用率の水増しの問題です。2月この協議会で、県は法定雇用率に達しているのか質問しました。4月から県庁は2.5%に教育局は2.4%になるが、今その数字を上回っているのかとの質問と、あと障害者支援計画の中で民間企業の雇用率は目標値をあげているけど、県庁としても目標値をあげないのかとの質問をさせていただきました。

その時に朝日会長から、公的機関なので法定雇用率は達成しているので、民間企業のような数値目標は掲げていないと思いますよという話があり事務局の方も当然という感じで、頷かされていたんですけど、今回のことが明らかになって、分かったこととしては昨年度の時点で教育局の雇用率は2.21%だったことが分かりました。4月からの法定雇用率の2.4%に実際達していなかったということもわかりましたし、そもそも2.21%という数字自体が水増しで、実際に障害者手帳を持っているという確認ができたのは1/3、1/4しかない現状だったので、とても大きな問題だと思いました。

実際、今の状況で障害者雇用が県として、どのような状況になっているのか数字も含めてご報告いただければ、またどのような意図で行われていたのかというのが知りたいなと思っています。

#### 【議長】

人事部局ではないかもしれませんが、事務局で分かる範囲でご回答お願いします。

#### 【事務局】

詳しい資料は持ち合わせていないですが、新聞報道でもわかるように数値の水増しが行われたことは事実でございます。それについては、どう対応するかは今教育委員会で検討されているかと思っておりますので、この場では対応ができません。

県として、率先して障害雇用を進めていく立場にありながら、しっかりやっていた点につきましては、お詫びを申し上げます。

#### 【議長】

自立支援を考える上で極めて重要なことでもありますので、是非これからもまた、次の2回目になってしまうかもしれませんが、また実情と詳細をご報告いただければと思います。

#### 【木全委員】

県知事の記者会見のところで、教育委員会の水増しについては、ちょっと同情しているという部分もありますという発言もあって、教育委員会、教員というのはいろんな仕事をしなくてはいけな

いので、障害者がそれをやるのは難しいというか、結果的に水増しをする環境が初めからあったと知事がおっしゃったりするので、そもそも障害者雇用はどうして雇用率が定まっているのか、ということから、県としてどんな風に考えていたのか、すごく疑問な気がしました。

今回、教育局は水増ししていたけど、知事部局はしていませんということを知事がおっしゃっていたんですけど、8月31日に就労支援センターあてに知事部局の方で、障害者雇用を5人採用しますという募集要項が届きました。今年度3月末までに5人採用したいという募集要項だったので、知事部局も足りていないんじゃないかと疑問に思ったのですが。

【事務局】

それはありません。知事部局は足りています。

【議長】

ほかよろしいでしょうか。

【若山委員】

正規職員とパート職員の採用とか知りたい部分がある。

【議長】

ちょっと余計なことかもしれませんが、民間企業は負担を調整するものとして、納付金制度で調整している。公的機関は納付金の対象ではありませんので、税金を使って納付金を払うわけにはいかないので、そもそも雇用率を達成しているのが前提となっている。

そうなる何をもって他と、民間企業、あるいは県民とそこを調整して、共有していくかという、実態を詳らかにしていただいて、そこで企業も取り組む時の参考にさせていただき、県民が公務における障害者の就労ってどんなものなのか考えていく上での、そのベースラインをきちっと出すことによって、納付金はないけれども障害者雇用に取り組む責任をいろんなところと共有していくことは、すごく大事だと思います。

【事務局】

虐待禁止条例についてですが、今年の4月1日から施行されました。今日皆様にお伝えしたいことは、10月1日から虐待通報ダイヤルを運用します。県内のどこからでも「#7171」と電話しますと24時間365日対応いたします。児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待のすべてに対応しております。

【議長】

皆様もご承知おき下さい。以上を持ちまして平成30年度第1回自立支援協議会を終了します。